

島本町告示第30号

次のとおり一般競争入札を執行する。

令和5年4月3日

島本町長 山田 紘平

1 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 本町の建設工事の入札参加資格者として、島本町の有資格業者名簿に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 島本町建設工事請負業者指名停止要領に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 島本町暴力団排除条例(平成26年条例第8号)第2条第1項第1号から第3号に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) (1)から(5)に掲げる者のほか、島本町新庁舎建設工事に係る制限付き一般競争入札実施要領(以下「入札実施要領」という。)に定める要件を満たす者。

2 入札の場所及び日時

- (1) 場所
島本町役場
- (2) 日時
令和5年5月25日 午後1時30分

3 入札に付する事項

- (1) 件名
島本町新庁舎建設工事
- (2) 発注者
島本町長
- (3) 予定価格
金 3,227,000,000 円(税抜き)

(4) 工事種別

建築一式工事

(5) 工期

議会の議決日の翌日から令和8年5月31日まで

4 入札の効力に関する事項

- (1) 入札書の提出方法は、入札実施要領に定める方法とする。なお、落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札実施要領に定める「入札の無効」に該当する入札は、無効とする。
- (3) 入札をした者は、入札後、設計図書（仕様書、図面その他を含む。）についての不明を理由に、当該入札に関し異議を申し立てることができない。

5 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 契約条項を示す場所
島本町ホームページ
- (2) 契約条項を示す期間

令和5年4月3日から令和5年5月25日まで

6 入札保証金に関する事項

入札保証金の額は、見積もる契約金額の5/100に相当する額以上とする。

7 契約書作成の要否

契約の締結にあたり、本町が指定する契約書の作成を要する。

8 提出させるべき書類

入札参加を希望する者は、入札実施要領に定める書類を提出しなければならない。

9 その他入札に関し必要な事項

その他本件の入札に関し必要な事項は、入札実施要領に定める。